

鈴鹿市告示第201号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年9月1日

鈴鹿市長 末松 則子

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率について

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.42)	— (16.42)	2.2 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 鈴鹿市の早期健全化基準を括弧内に記載

2 令和6年度決算に基づく資金不足比率について

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
鈴鹿市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（公共下水道事業）	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（農業集落排水事業）	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載